

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和4年
8月12日
(金曜日)

目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

道路の区域の変更 (道路整備課) 二

道路の供用の開始 (道路整備課) 二

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 二

道路の位置の指定 (建築指導課) 三

○公告

令和四年度採石業務管理者試験の実施 (商政課) 三

契約の締結 (農林水産政策課) 四

建築士の免許の取消し (建築指導課) 四



山口県告示第二百四十号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和四年八月十二日から同年九月二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供する。

令和四年八月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 住化アグロ製造株式会社
住 所 下松市東海岸通り一番地の三
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 住化アグロ製造株式会社下松工場
所 在 地 下松市東海岸通り一番地の三
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (m^3 /回)	工 事 着 手 予 定 日 期	工 事 完 成 予 定 日 期	使 用 開 始 予 定 日 期
四九	二七	令和四、 九、五	令和四、 一〇、二〇	令和四、 一〇、二六
備考	「四九」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十九号の農業製造業の用に供する混合施設をいう。			
			間 断 続 続	一 日 当 た の 使 用 時 間 変 動 あり

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 (m^3)
	通 常 最 大	最 大	
四九	七・一	八・五	六・一
	六・一	六・二	一
	一	一	四・五
	四・五	四・五	九・四
	九・四	九・四	〇・一
	〇・一	〇・一五	

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	通 常 最 大	最 大	
七・七	八・五	二・三	二・三
	二・三	二・〇	〇・九
	〇・九	一・〇	一・八
	一・八	一・〇	〇・二
	〇・二	三	〇・〇六
	〇・〇六	二・三五	三・八〇

山口県告示第二百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年八月十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和四年八月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 湯ノ口美祢線
道路の区域

区 間	旧 新 別		敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
美祢市大嶺町奥分字常森五六五の一 地先から 同市大嶺町奥分字田代ヶ浴三八七の 一 地先まで	最狭 二六・四	最狭 一〇・七	三二八・四	三二八・四	道路改良工 事の 完了による。

山口県告示第二百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年八月十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和四年八月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
湯ノ口美祢線	美祢市大嶺町奥分字常森五六五の一 地先から 同市大嶺町奥分字田代ヶ浴三八七の 一 地先まで	令和四年八月十三 日

山口県告示第二百四十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

令和四年八月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
西和奈古(2)地区
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地番	標柱番号
周南市	須々万本郷	下山の中	一一〇〇四の二	一号
〃	〃	〃	一〇九九七の一	二号
〃	〃	〃	一〇九九七の一	三号
〃	〃	〃	一〇九九八の一九	四号
〃	〃	〃	一〇九九八の一七	五号
〃	〃	〃	一〇九九八の一	六号

山口県告示第二百四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和四年八月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市瑞穂町三丁目六〇八の一	四・〇	五四・五	令和四、一五 七、一五



(一四二) 令和四年度採石業務管理者試験の実施

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施します。

令和四年八月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 試験の日時
令和四年十月十四日（金曜日）午前十時から正午まで
- 二 試験の場所
山口市滝町一番一号 山口県庁共用第二会議室及び共用第四会議室
- 三 受験資格
年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。
- 四 試験の科目
 - (一) 岩石の採取に関する法令（環境保全等関係法令を含む。）
 - (二) 岩石の採取に関する技術的な事項
- 五 受験願書の受付期間
令和四年九月十二日（月曜日）から同月三十日（金曜日）まで（郵送の場合は、九月三十日までの消印のあるものは、有効とする。）
- 六 受験願書等の提出先
山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）山口県商工労働部商政課
- 七 提出書類
 - (一) 受験願書
 - (二) 写真（縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。）
- 八 受験手数料
八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 九 合格者の発表等
 - (一) 合格者の発表は、令和四年十一月四日（木曜日）とし、合否を受験者に文書で通

知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部商政課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部商政課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験願書 部請求」と朱書きし、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

受験願書等の請求部数	金額
一部	百二十円
二部以上三部以下	百四十円
四部以上六部以下	二百十円
七部以上十一部以下	二百五十円
十二部以上二十三部以下	三百九十円

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部商政課(電話〇八三一九三三―三二五五)にすること。

(一四三) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和四年八月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地
山口県農林総合技術センター 山口市大内氷上一丁目一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量
山口県農林総合技術センターの精密機器等の運送業務 一式

令和四年八月十二日印刷
令和四年八月十二日発行

発行所 山口県庁
山口県知事

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和四年七月一日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

日本通運株式会社 東京都港区東新橋一丁目九番三号

六 落札金額

五千二百四十八万三千二百円

七 入札公告日

令和四年五月十七日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県農林総合技術センター所長 久田 恒夫

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

最低価格

(一四四) 建築士の免許の取消し

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消しました。

令和四年八月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消年月日	免許の取消しの理由
佐伯 博司	二級建築士	第五三〇一号	令和四、八、三	死亡